

# 清代初期における会盟実施について — 順治年代を中心に —

王長青(ワン・チャンチン)

## はじめに

周知の通り、清朝はいわゆる「盟旗制度」で支配下のモンゴルを統治していた。この「盟旗制度」において、「ザサグ旗制度」はその中核とされており、それに関する研究成果がかなり出されている<sup>1</sup>。一方、「盟旗制度」の重要な構成部分である盟に焦点をあてた研究はあまり存在しないものの、研究者たちは共通して少なくとも雍正年代(1723-1735)以降に盟が成立したとみなしている。清代初期における盟の状況について、**达力扎布**(1996、2003、2011)<sup>2</sup>、**乌云毕力格**、**宋瞳**(2011)らは内モンゴル6盟の成立した時期や会盟制度の確定した時期を検討し、順治時代の会盟が大興安嶺を境に二段階によって行われていたことを指摘し、さらに、**达力扎布**(2011)は、順治時代に6盟があったと指摘した。氏らの研究は、清代の盟の成立過程に焦点をあてたものであるため、清初の会盟実施の決定や回数変更とその理由などについてはほとんど触れていない。本稿では、上記の研究を踏まえて、清代初期、具体的には崇徳年代や順治年代における会盟実施の方法やプロセスを明らかにしたい。

## 1. 崇徳年代の会盟実施について

古くから、会盟はモンゴル貴族たちの共通の政策決定、法規制定の場としてよく知られている。有名な『オイラト法典』もハルハとオイラトの貴族たちが集まった会盟にて制定されたものである。しかし、この会盟がどのように具体的な経緯を経て行われたのかは不明のままである。一方、清朝が残した史料では、例えば『滿文原檔』に含まれるいくつかの禁令も、清朝の皇帝および高官らがモンゴル貴族たちとの協議で制定していた。同じように、これらの会盟が具体的にどのような経緯で実施されたのかは不明のままである。しかし、天聰3年以降ホルチンと清朝の同盟関係が変質し、両者の関係が従属関係へと展開していったので(**乌云毕力格**、**巴拉吉尼瑪**、2009, p.112)、そのごの会盟実施においては、両者の関係に対応した儀礼が定められたはずである。1636年にアイシン国のハーンなるホ

<sup>1</sup> 清代モンゴルの社会制度について、**田山**(1954)、**岡**(2007)に詳しい。

<sup>2</sup> **达力扎布**(2011)は英語で執筆された論文で、著者名がDalizhabuと書かれている。便宜上、本論では「**达力扎布**」に統一する。

ンタイジが、大清国の皇帝に推戴された後、直ちにさまざまな君臣関係に相応しい規則が制定された。

太宗年代（1636-1643）に3年に1度の会盟が定められた。会盟実施に関しては、『清内秘書院蒙古文档案汇编』（以降モンゴル語「内秘書院檔」とする）（第1巻、p.93）の崇徳元年10月16日（1636.11.13）の条に以下のような規定が見られる。

### モンゴル語テキスト

ayuda örösiyegçi nayiramdayu boyda qayan-u jarliy-iyar toytayabai. γadayadu jasay-un čin vang kiged, törö-yin jiyun vang, jasay-un noyad-tur, boyda qayan yeke törö čiyulyan kiged, aliba jarju-yin tula erkim tüsimed-i ilegebesü joriγsan vang-ud kiged, noyad-un jaq-a-yin ulus ečigsen tüsimed-ün ner-e kiged yabudal-un učir-i asaγuγad, urid ečijü yaγaraγu kele. tere vang-ud noyad sonosuγad yaγaraγu, tabun ber-e yaγar-a uγru. boyda qayan-u jarliy bičig bui bolbasu ... (略) ... dayudayad vang-ud noyad-tur ögküi-dür, vang-ud noyad qoyar γar-iyar-iyar uγtuγu abuyad öber-ün nökör-tegen bariγuluyad, nigen üy-e sögödjü, γurban üy-e mörgöjü dayusuγad, jarliy-un bičig-i sayitur qadaγala. (略) ..<sup>3</sup>....

### 和訳

太宗皇帝の命令により制定した。外のザサグの親王、または、ドロ郡王、ザサグのノヤ

<sup>3</sup> この規定について、D. Heuschert (2011) が全文を英訳にし、清朝の階級制度と関係させて詳しい分析した。しかし、下線の部分を if the Holy Qayan - because of a Great State Assembly or various legal cases – sends high official to ruling Čin Wang, Törü-yin Jun Wang or ruling Noyan in the outside, と翻訳し、モンゴル語の kiged を接続詞とみなし、会盟実施と事件審理を区別し、事件審理を会盟実施の目的として捉えなかった。当然そのように理解されうるが、『満文原檔』で書かれているように、この kiged はマンジュ語の *culgara* の直訳であるため、動詞のはずである。D. Heuschert はなぜか『満文原檔』の史料を利用しなかった。さらに言えば、この規定が康熙6年の『蒙古律書』、康熙30年代の『理藩院律書』に継承され、両法典第1条では共通して *γaday-a-du mongγol-un jasay-un vang-ud, noyad-tur yeke törö-yin čiyulyan γarču yala sigükü, erkin sayid-i ilegebesü, jarliy-un bičig-tür, qas tamaya daruγu ilegemü.* と書かれ、崇徳元年の *čiyulyan kiged* は *čiyulyan γarču* と書き換えている。しかし、これを D. Heuschert (1998, p.187) は Wenn bei den regierenden Wang und Noyan der Mongolen im Äußeren eine große Reichsversammlung stattfindet und man einen hohen Würdenträger schickt, der Urteile spricht, dann schickt man, indem man auf ein kaiserliches Weisungsschreiben ein Siegel des Herrschers drückt. と翻訳し、事件審理を会盟の目的として考えた。しかし、なぜか D. Heuschert (2011) においては、これとの関係をまったく比較研究していない。一方、『蒙古律書』、『理藩院律書』を研究対象とした研究者の中に Dylykov (1998, pp.55) を除いて、李保文 (2002、同2004、2006) 达力扎布 (2004) もやはり、事件審理は会盟の目的として考えた。従って、kiged は「する」の意味を表す動詞として使われたに違いない。

ンらの処で、皇帝が会盟を行って、あらゆる事件を審理するため大臣を派遣し、(その大臣が行き先の王らやノヤンらの(地域に着いたら)辺境にいる者らが到着した大臣の名前や目的を尋ね、率先して(自分の王およびノヤンらに)伝えよ。その王およびノヤンらが伝えを聞いたなら直ちに(自分のテントから)5里離れた処で迎えよ。皇帝の命令があるなら... (略) ... (命令書を)読み終わって、王ら、ノヤンらに引き渡すとき、王ら、ノヤンらが両手で受け取り自らの随行人に持たせて、1回跪いて、3回叩頭する、終わったら、命令書を大切に保管せよ。

また、これとほぼ同じ内容が『満文原檔』(第10冊、pp.514-515)の崇徳元年10月16日(1636.11.13)の条にマンジュ語で以下のように書かれている。

#### マンジュ語テキスト

tulergi goloi hošoi cin wang, doroi jiyūn Wang, doroi beile de [ume]<sup>4</sup> enduringge han jurgan i ujulaha ambasa be takūrafi culgan culgara, amba doroi baida icihiyara, weile beideme unggire oci wang ni jakai gurun i niyalma jihe amban i gebu jihe baidai turgūn be neneme feksime wang de alana. wang donjihai uthai sunja bai tubede ukdo. han i hesei bithe bici ...略...hūlame wajiha manggi, wang de alibumbi. wang juwe galai alime gaifi ini niyalma de bufi emu jergi niyakūrafi ilan jergi hengkileme wajiha manggi, hesei bithe be neneme asarabufi.

#### 和訳

外藩の親王、ドロ郡王、ドロベイレに、皇帝が院の大臣らを、会盟を実施し、国事を処理し、事件審理のために行かせたら、王の(地域の)辺境にいる者は大臣の名前や目的を率先して王に伝えに行け。王が(知らせを)聞いたなら、直ちに5里先の処に行って迎えよ。皇帝の命令書があれば、…(略)…(「命令書を」)読み終わったら、王に引き渡すのだ。王が両手で受け取り自らの随行人に持たせて、1回跪いて、3回叩頭する。終わったら、命令書を直ちに保管せよ。

これは、皇帝の意思による国家レベルの会盟に関する規定であり、国家レベルの会盟が実施されるたびに、モンゴル貴族たちの皇帝の派遣した大臣に対する儀礼および皇帝の命令書に対する儀礼は明確になった。もし皇帝の命令書が持参された場合には、特別の儀礼

<sup>4</sup> これは、原文とは関係ない。後に『満文老檔』の編纂時、『満文原檔』のara(「書け」の意味)と書き込みがある内容のみ『満文老檔』に編入され、ume(「するな」の意味)と書き込みのある内容は編入されなかった。従って、この内容は『満文老檔』には存在しない。

が用意され、モンゴル貴族たちはそれに従って、命令書を受け取り、さらに大切に保管しなければならなかった。また、会盟の目的は、国事の処理、とりわけ、事件の審理であった。そして翌年の崇徳2年に次のように定められた。

### モンゴル語テキスト

γadaγadu ayimay büri-yin vang-ud, noyad-tur yeke törö čiyulyan kiged, jarγu sigür-e erkin tūsimed-i ilegebesü, jarliy-un joo bičig bičijü, qasbau tamay-a daruju ilegekü bui.<sup>5</sup>

### 和訳

外の王ら、ノヤンらの処で会盟が実施され、案件を審理するため大臣を行かせる時に、命令書を作成し、それに玉璽を押して行かせるのだ。

これは、崇徳元年の規定をさらに、明確にし、国家レベルの会盟において、命令書の公布を義務づけた。命令書の作成に当たっては、玉璽の押印も義務づけられた。また、崇徳2年(1637)には、会盟実施にあたって、清朝の大臣の参加と皇帝の命令書の公布が制度化されたことが確認される。『清実録』に見られる崇徳年代に実施された、いくつかの会盟には、確かに清朝の大臣が参加し、命令書も公布されていた。しかし、『清実録』における記述には、会盟で処理された問題のみが書かれたため、会盟実施の具体的な流れを確認することはできない。それに対して近年公開された『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(以降「理藩院題本」とする)に含まれる順治年代のいくつかの題本には、会盟実施に関する詳しい記述がある。

## 2. 順治12年の会盟実施の決定と方法

### 2.1. 会盟実施の決定

会盟実施に関する事務は理藩院に任せられ、会盟が実施される時期になると、理藩院は皇帝から実施するかどうかの許可をえる必要があった。順治12年の会盟実施に当たって、理藩院は以下の題本を上奏した。

#### 題本1

##### マンジュ語テキスト

wesimburengge. tulergi golo be dasara jurgan i aliha amban Šajidara sei gingguleme wesimburengge. tulergi monggoi haha, celere jalin. tulergi golo monggo de ilan aniya oho manggi

<sup>5</sup> 「モンゴル文内秘書院檔」第1巻、p.181。崇徳2年7月16日(1637.9.4)の条より。

weile gisureme, haha celeme, culgan genembihe. ilan aniya oho. da an i genereo, nakareo, erei jalin gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi. Ijishūn dasan i juwan juwaci aniya ninggun biyai orin sunja. aliha amban Šajidara, ashan i amban Sidari, ashan i amban ŠaStir, aisilakū hafan Gobiltu, aisilakū hafan Nikacan, ejeku hafan Mala.

・皇帝の指令

da an i geneci acambi, genere ambasa be tucibufi wesimbu.<sup>6</sup>

和訳

上奏することは(以下の通りである)理藩院の尚書であるŠajidaraらが謹んで上奏すること(は次の通りである)。外藩モンゴルに男丁を登録する件である。外藩モンゴルにおいて三年が経過したら、罪を裁き、男丁を登録するため会盟を行う。現在三年が経過したので、慣例通りに行くのか、中止するのか、この件について謹んで上奏する。勅令を奏請する。順治12年6月25日。尚書のŠajidara、侍郎のSidari、侍郎のŠastir、員外郎のGobiltu、員外郎のNikacan、主事のMala。

・皇帝の指令

慣例通りに実施すべきである。派遣する大臣を決めて上奏せよ。

この題本から、まず、「3年に1度会盟を行う」規定は実効性が確かにあったことがわかる。題本から見れば、順治9年に前回の会盟が実施された。そのため、乌云毕力格、宋瞳(2011)は、順治9年にすでに3年に1度会盟をおこなうことが制度化されていたと結論した。次に、実際に実施するかどうかはやはり皇帝の判断によるものであったことがわかる。第3に、会盟実施の目的は、男丁の登録と事件の審理であった。今回は皇帝が実施を許可し、さらに派遣される大臣の推薦は理藩院に委ねた。

## 2.2. 会盟実施の方法

会盟を実施することが許可された後、続いてどのように実施するかという段階に入る。順治12年の会盟を実施する具体的な案が次のように上奏された。

### 題本2

#### マンジュ語テキスト

Wesimburengge. tulergi golo be dasara jurgan i aliha amban Šajidara sei gingguleme

<sup>6</sup> 「理藩院題本」第1巻、p.119。

wesimburengge. culgan isare ba i jalin. daci korcin i ergide culgan isabumbihede korcin i juwan gūsa be Tusiyetu cin wang ni jakade. cahar, juwe jarut, Juljagan efu jiyūn wang, juwe barin, juwe ongniyot, aohan, naiman, kesikten, ere juwan emu gūsa be bai dulimbade, juwe karacin, juwe tumet be ineku bai dulimbade isabumbihe. ijishūn i dasan i uyuci aniya, cahar i gurun i efu Abunai cin wang be hesei culgan isarade isakini sehe be dahame, te ere culgan de ere juwan emu gūsa be ujulaha wang be dahame gurun i efu Abunai cin wang ni jakade isabureo erei jalin gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi. ijishūn dasani juwan juwaci aniya nadan biyai juwan. aliha amban Šajidara, ashan i amban Sidari, ashan i amban Šastir, ejeku hafan Mala.

#### ・皇帝の指令

ere culgan de isara juwan emu gūsa, Abunai cin wang ni jakade isakini.<sup>7</sup>

#### 和訳

理藩院の尚書であるŠajidaraらの謹んで上奏することは（以下の通り）、会盟を行う件である。昔から、ホルチンの方の会盟を行う際にはホルチンの10旗をトゥシェート親王の処に、チャハル、ジャロード2旗、エフJuljagan郡王の旗（アルホルチン旗—引用者）、バーリンの2旗、オンニョードの2旗、アオハン、ナイマン、ヒシグテンの11旗は（これら旗の）付近で、ハラチン2旗、トゥメドの2旗も（これら旗の）付近で会盟を行ってきた。順治9年に、チャハルのグルン・エフ・アブナイ親王を命令により会盟に参加させるように決めたため、現在この会盟ではこれら11旗の中で、アブナイ親王の身分が一番高いので、（彼の—引用者）近くで会盟を実施するかどうか（について）謹んで上奏した。勅令を奏請する。順治12年7月10日。

尚書のŠajidara、侍郎のSidari、侍郎のŠastir、主事のMala。

#### ・皇帝の指令

この会盟に参加する11旗はアブナイ親王の処に集まれ。

これは清代初期の会盟実施方法に関する最も古い史料であり、史料的な価値が非常に高い。以下、この史料を利用した乌云毕力格、宋瞳（2011）の研究を利用しながらいくつかの点について述べる。

まず、会盟実施の許可が出されたほぼ一カ月後に、理藩院がこの題本を上奏し、会盟実施のさいに直面する状況を説明し、それに対する案を加え、皇帝に裁定を願っていた。达力扎布（2011）も指摘したように、今回の会盟実施に当たって問題になったのはアブナイ親

<sup>7</sup> 「理藩院題本」第1巻、pp.120-121。

王の会盟参加が義務とされたことにより従来の会盟実施場所を変更するかどうかであった。

次に、題本中の「昔から (daci)」という言葉を見ると、ここに書かれたホルチン10旗、チャハルなど11旗、ハラチン等4旗の3会盟の実施方法はすでに確定していたことが確認される。すなわち、会盟を形成する旗、実施される場所は確定していたということである。

第3に、ホルチンの10旗は清朝皇帝と緊密な関係をもつトゥシェート親王の処で会盟が実施され、それに対してほかの旗は参加する旗の付近の場所で実施されていた。しかし、特別な地位にあるアブナイ親王の参加により、従来の実施場所を変更しなければならなかった。清朝の会盟実施場所の配置は、地理よりむしろ政治的な存在を重視していたのである。モンゴル貴族たちの中で特別な存在だったアブナイ親王の政治的な存在がやはり重視され、従来は別の地域で行うべきとされた会盟が一転変更され、アブナイ親王の旗の近くで実施することになったのである。

第4に、乌云毕力格、宋瞳は題本中の *ijishūn i dasan i uyuci aniya, cahar i gurun i efu Abunai cin wang be hesei culgan isarade isakini sehe be dahame* との記述を「順治9年、察哈尔固伦额駙阿布奈親王曾奉旨召集会盟」と翻訳し、これは順治9年に会盟が実施されたことを示す確実な証拠であると述べた。しかし、筆者が翻訳したように、これは順治9年に会盟が実施されたかどうかとは、まったく関係ない。さらに、アブナイ親王が順治9年に会盟に参加したかどうかを示すものでもない。順治9年にアブナイ親王は、会盟に参加しなかったはずである。というのは、もし参加したなら、会盟実施場所を順治9年に変更しているはずである。しかし、アブナイ親王本人は参加していなかったものの<sup>8</sup>、アブナイ親王が管轄するチャハル旗が会盟に参加していたのは確実である。一方、**达力扎布**(2011)は、アブナイが順治9年の会盟に参加したかどうかという問題は考察していない。

上記の題本は、嶺南で遊牧する各旗の会盟に関する実施方法である。それに対して嶺北で遊牧する各旗の会盟について、同年10月3日に以下の題本が上奏された。

### 題本3

#### マンジュ語テキスト

wesimburengge. tulergi golo be dasara jurgan i aliha amban, amban Šajidara<sup>9</sup> sei gingguleme

<sup>8</sup> **达力扎布**(2003, pp.289-315、同2011)によれば、チャハルのリグデン・ハーンの遺児、チャハル旗の最初のザサグ親王であったエジェイ (Ejei) が1641年に死亡した後、彼の妻でホンタイジの二女のマカタ (Makata) は長年摂政をし、順治2年(1645)年にエジェイの弟であるアブナイと再婚した。そして、アブナイは順治5年(1648)に親王の爵位を授けられ執政をはじめた。

<sup>9</sup> Šajidara (沙济達喇)、チャハルの人、『清実録』の崇徳2年(1637)4月の条に蒙古官として、崇徳3年(1638)12月の条に一等侍衛として登場。崇徳6年の12月の条によれば、軍律を遵守し

wesimburengge. tulergi monggo de culgan tucire jalin. neneme wesimbuhe de, hese korcin i ergide, aliha amban Šajidara se culgan gene, isinjiha manggi. tehe hontoho i ashan i amban Sidari se ujumucin i ergide culgan genekini sehe bihe. korcin i ergide culgan genehe, aliha amban Šajidara se isinjiha. te ujumucin ci ordus de isitala culgame, ashan i amban Sidari se genembi. ilan bade culgambi. kooli be dahame, ilan ba i culgan de selgiyeme hūlara, hesei bithe, ilan ara seme, dorgi bithei yamun de afabureo. erei jalin gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi. Ijishūn dasan i juwan juwaci aniya juwan biyai ice ilan. aliha amban amban Šajidara, ashan i amban amban Sidari, ashan i amban amban Šastir, mujilen bahabukū, amban Naige, weile ejeku hafan, amban Jiman, weile ejeku hafan, amban Mala.

### ・皇帝の指令

gisurehe songkoi obu.<sup>10</sup>

### 和訳

理藩院の尚書である大臣Šajidaraらの謹んで上奏することは、外藩モンゴルに会盟を実施する件である。以前に（このことについて）上奏したとき、皇帝はホルチンの方の会盟には、尚書のŠajidaraらが行け、戻って来たら、tehe hontohoの侍郎のSidariらがウジユムチンの方の会盟に行けと命令したのだ。ホルチンの方の会盟に行った尚書Šajidaraらが（北京に）戻ってきた。これから、ウジユムチンからオルドスまで会盟を行い、侍郎のSidariらが行く予定である。3か所で会盟を行う。例に従って、3か所の会盟において公布する命令書を3通書けと内閣に命令をくださるか。このため謹んで上奏する。勅令を奏請する。順治12年10月3日（1655.10.31）。尚書である大臣Šajidara、侍郎である大臣Sidari、侍郎である大臣Šastir、啓心郎である大臣Naige、主事である大臣Jiman、主事である大臣Mala。

---

なかったため銀200両が課された。それにもかかわらず、順治3年（1646）に理藩院の侍郎、順治11年に理藩院の尚書に任命される。順治13年（1656）没。また、「理藩院題本」（第1巻、pp.131-133）によれば、彼がチャハルから清朝に逃げてきた後、ホントイジがモンゴル人の家来30人を与え、「自由にいさせるように（sula yabukini）」と箭丁の賦役を免除した。順治9年に八旗蒙古の鑲黄旗に新たなソムを設置する際、彼の家来をアラナのソムに編入した。そこで、ニル章京であったアラナがそれらの家来に駅丁の賦役を負わせたところ、Šajidaraはこれを不満に思い、皇帝にうったえた。順治皇帝は結局、理藩院のほかの官僚に命令し、この件を協議させ、協議の結果、ホントイジ時代の決まりを尊重し、Šajidaraの家来はアラナのソムに編入するが、箭丁の賦役を負わせないようという決定をくださった。ちなみに、この訴訟史料から、清朝時代のモンゴルのソムには、実際に箭丁として登録しても箭丁としての賦役を負わない人々もいたことが分かる。従って今後、清朝時代のモンゴル社会内部の状況については、さらなる慎重な研究が必要であろう。

<sup>10</sup> 「理藩院題本」第1巻、p.124。



## ・皇帝の指令

協議した通りにせよ。

この題本から以下のいくつかの点を読み取れる。

まず、「以前上奏したら (neneme wesimbuhe de)」の表現から見れば、この題本2よりまえに、べつの題本が上奏され、会盟に派遣する大臣を決めていたのである。

次に、*达力扎布* (2011) も指摘しているように、この時期において清朝治下のモンゴルの会盟は二段階によって実施されていた。第1段階は興安嶺の南、漢語で嶺南と言われる地域にて実施され、それが終了してから第2段階は興安嶺の北、漢語で嶺北と言われる地域において実施されていた<sup>11</sup>。

第3に、この題本が上奏された目的は、第2段階で公布される命令書の作成である。題本にて明らかであるように第1段階の会盟に派遣された大臣が北京に戻ってきてから<sup>12</sup>、第2段階で実施される会盟で公布する命令書を作成するのが原則であった。*达力扎布* (2011) も紹介したように、命令書の作成依頼のときの「例に従って (kooli be dahame)」という表現は、会盟に命令書を公布するという崇徳2年からの決まりを指していると考えられる。命令書は、会盟実施場所数に応じて作成されていた。今回は3か所で会盟するため3通の命令書の作成を依頼したのである。つまり、命令書の数と会盟の行われる場所の数が一致しなければならなかった。また、すでに述べたように命令書の原案を理藩院が起草するが、命令書そのものは理藩院ではなく内閣が作成する。しかし、理藩院が直接内閣に依頼するのではなく、皇帝を通じてその作成を内閣にさせるのが基本であった。順治12年のホルチン、チャハルなどの会盟で公布した命令書については、この題本で言及されていない。しかし、『モンゴル語内秘書院檔』の第4巻 (pp.189-190 またはp.192) にまったく同じ内容の命令書の写しが2通収録されている。内容がまったく同じで作成された日付のみが異なる。前者

<sup>11</sup> 乌云毕力格、宋瞳は順治時代のこのような会盟実施方法は『大清会典』の乾隆2年の条に記載される「六盟兩班」制度の原形だと述べる。しかし、それは毎年7月に北京から派遣される大臣がモンゴル地域に行き、軍事整備などを検閲する規定であり、案件の審理や比丁をする盟会のそれとは、まったく無関係である。

<sup>12</sup> 乌云毕力格、宋瞳 (2011) が *isinjiha manggi* を「到达后」(着いた後の意味) *isinjiha* を「已到」(もう着いたの意味) と翻訳し、ホルチンの会盟がちょうど進行中であったと述べている。『清文鑑』(栗林均ら編、2008、p.281) に、*isijimbi* 選到 來 *kür = čü ire = müi* と書かれているように、この動詞は「戻ってくる」の意味であり、*Šajidara* が北京に戻ってきたことを指す。一方、*达力扎布* (2011) は、これを直訳せず、北京に戻ったことを意味する *Šajidara se isinjiha* を *Šajidara has already left for Korcin* と翻訳した。しかし、この題本3を上奏している大臣のリストに *Šajidara* の名前が書かれているので、彼はホルチンの会盟から戻って北京にいたに違いない。

は順治12年7月17日(1655.8.18)に作成され、後者は順治12年10月7日(1655.11.4)に作成されたものであった。前者は題本1が上奏された10日間後に作成されたので、第1段階に実施された地域に公布された命令書であるに違いない。後者は題本3が上奏された4日後に作成されたものである。従って、これは第2段階で公布された命令書であると判断される。

さらに言えば、「モンゴル語内秘書院檔」には、順治14年、順治17年の文書と全く同じ内容の命令書の写しが2通ずつ収録されている。それを表で示すと以下のようである。

	該当するモンゴル語「内秘書院檔」の巻数と頁数	日付	作成された部数
1	第5巻、pp.221-223	順治14年4月9日 (1657.5.21)	記載なし
2	同上、pp.244-246	順治14年8月1日 (1657.9.8)	記載なし
3	第6巻、pp.56-57	順治17年3月 (日付が欠けている)	3部
4	第6巻、pp.58-59	順治17年7月16日 (1660.8.21)	3部

これらの命令書は日付が異なるのみで、内容はまったく同じである。第1段階の会盟は第2段階に公布する命令書の内容にまったく影響しなかった。命令書を二段階で作成することは単なる会盟のそれと対応したのみで、そこに特別な政策があったとは考えられない。乌云毕力格、宋瞳はモンゴル語「内秘書院檔」の史料を無視したため、会盟実施に関するこれらの詳細な点についてまったく言及しなかった。一方、达力扎布は、順治12、14、17年に命令書が2通ずつあったことを紹介し、順治時代に中央の大臣らが2グループを形成して会盟に参加していたと指摘した。

第4に、会盟実施において、ホルチン、チャハルからなる第1段階の会盟には、理藩院の長官である尚書を遣し、第2段階の会盟には次官の侍郎を派遣したことから見れば、やはり清朝はホルチン、チャハルの特別な存在に配慮していたとみることができる。

以上、順治12年の会盟実施について検討した。その結果、会盟の決定から実施までの過程においてかなり整ったシステムが存在していたことが分かる。また、当時の会盟実施の方法はかなり整っており、会盟への参加者のみならず、会盟実施の場所なども明確になっていた。

### 3. 順治17年の会盟実施の決定と方法

順治17年の会盟実施について2通の題本があり、ひとつは会盟実施決定に関する内容で、ひとつは会盟に公布する命令書の内容に関するものである。会盟実施の決定について以下の題本が上奏された。

#### 題本4

##### マンジュ語テキスト

wesimburengge. dorolon i jurgan i hashū ergi ashan i amban emu jergi nonggiha bime, tulergi golo be dasara yamun i baita be aisilame icihiyara amban Sidari sei gingguleme wesimburengge. tulergi golo monggo de, weile beideme, haha celeme culgan genere jalin. amban be baicaci, dorgi haha celere aniya, tulergi golo i monggo de, weile beideme, haha celeme, culgan [genembihe. 欠落—引用者] aniya, juwan biyai dorgi de<sup>13</sup>, tulergi golo [i monggo de, hūlha holo ] yendehebi. tuttu bime, yadara irgen muribuha weile beidebure<sup>14</sup> de, habsame jiki seci monggo i ba goro ofi isinjirengge mangga. ereci amasi aniya indeme culgan tuciki seme wesimbufi, hesei toktobuhabi. ere genere de korcin i juwan gūsa, cahar i emu gūsa, aohan i emu gūsa, naiman i emu gūsa, barin i juwe gūsa, ongniyot i juwe gūsa, aru korcin i emu gūsa, jarut i juwe gūsa, karacin i juwe gūsa, tumet i juwe gūsa, kesikten i emu gūsa, ere orin sunja gūsa de culgan genefi, isinjiha manggi. hinggan i amargi ujumucin i juwe gūsa, hoocit i juwe gūsa, abaga i juwe gūsa, sunit i juwe gūsa, duin jusei emu gūsa, aru korcin<sup>15</sup> (moomingganのあやまり) i emu gūsa, [ka]lka i emu gūsa, (欠

<sup>13</sup> (欠落)aniya, juwan biyai dorgi de, tulergi golo [i monggo de, hūlha holo ] yendehebi. について。まず、yendehebiを乌云毕力格、宋瞳(2011)は、正確に転写しているが、「举行」という中国語に訳した。一方、达力扎布(2011)は、この文字をjidehebiと転写し、jimbiと関係させてcomeと英訳にした。この言葉は「命令書」によく見られる定型の語で、例えば、この年(順治17)に公布された「命令書」の原案にtulergi golo monggo de, hūlha holo yendehebi sere(外藩モンゴルに窃盗事件が多く発生しているようだ)(「理藩院題本」第1巻、p.236.)と書かれている。この題本との前後関係から、欠けている部分はこの文章であるに違いない。达力扎布(2011)、乌云毕力格、宋瞳(2011)はこの題本とこの年に公布する「命令書」の原案を関係させて検討しなかったため[ ]の部分を補足することができず、达力扎布(2011)はthe [rule that] Mongol come and appeal to judicial cases within ten months before the end of October every yearと翻訳し、訴訟期間として考えた。乌云毕力格、宋瞳(2011)は「(原档残缺)年十月内, 外藩(原档残缺)...举行。」と翻訳し、juwan biyaiを会盟実施の時期と考え、毎年の10月内か1年後の10月内かは不明と述べた。しかし、文章前後関係からみれば、これは訴訟や会盟実施の時期と関係なく、窃盗事件が発生した時期を指している。

<sup>14</sup> 文字が一部欠けている。达力扎布(2011)はbeidemun、乌云毕力格、宋瞳(2011)はbe(ya-)munと転写した。前後関係からみれば、beidebure de(審理させるには)と推測される。

<sup>15</sup> aru korcinは、嶺南だけではなく嶺北にも書かれている。確かに、アルホルチンは崇徳元年以前に2旗を形成していた記録があるが、順治時代に2旗を形成していたとは考えられない。従っ

落) rat ilan gūsa, ordus i ninggun gūsa. hu [hu hoton i tumet i juwe gūsa 欠落—引用者]<sup>16</sup>, ere orin juwe gūsa de culgan genembihe [weile beideme, haha 欠落—引用者]<sup>17</sup> celembi. tuttu bime, hesei, aniya indeme, culgan tuci seme toktohuha be dahame, amban be hese be baifi, ere aniya tulergi monggo de, weile beideme, haha celeme toktoho songkoi neneme korcin i ergi de culgan geneki sembi. amban meni cisui gamara ba waka ofi gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi. ijishūn dasan i juwan nadanci aniya juwe biyai tofohon.

### ・皇帝の指令

gisurehe songkoi obu.<sup>18</sup>

### 和訳

上奏することは（以下の通りである。）礼部左侍郎加一級兼理藩院幫辦大臣である Sidari らの謹んで上奏することは（以下の通りである）。外藩モンゴルに罪を裁き、男丁を登録するため会盟を行う件である。我々大臣らが調べたところ、内の男丁を登録する年に、外藩モンゴルにも事件を審理し、男丁を登録するため会盟を行うのだ。（欠落）年、10月の内に、外藩モンゴルで窃盗事件が多く発生した。しかるに、貧しい者が冤罪を審理させるに（あたって）、訴訟に来るようにと許可しても、モンゴル地域は遠いので、訴訟に来ることは困難である。（そのため）以降2年に一回会盟を行うように上奏して、命令により決定したのだ。今回はホルチンの10旗、チャハルの1旗、アオハンの1旗、ナイマン1旗、バーリンの2旗、オンニョードの2旗、アルホルチンの1旗、ジャロードの2旗、ハラチンの2旗、トゥメドの2旗、ヒシグテンの1旗、この25旗で会盟を実施し、それに（派遣された大臣が—引用者）（北京に—引用者）戻ってきたら、興安嶺の北にあるウジユムチンの2旗、ホーチドの2旗、アバガの2旗、スニドの2旗、ドゥルベン・フーヘドの1旗、モーミンガンの1旗、ハル

---

て、嶺北のモーミンガン1旗が書かれていないため、このアルホルチンはモーミンガンの書き間違いだと考えられる。達力扎布（2011）がアルホルチンは嶺南に属すると指摘し、嶺北の区分にモーミンガンが脱落していることに気がつかずに、当時の会盟に46旗が参加していたと結論してしまった。一方、乌云毕力格、宋瞳（2011）は、嶺北のアルホルチンは、「杜尔伯特一旗」に違いないと述べたが、杜尔伯特はホルチン10旗に入っているため、氏の主張はまったくの誤解である。

<sup>16</sup> 原文には $\text{ᠬᠤ}$ と書かれ、マンジュ語の hu, gu, ku のいずれにもなる可能性がある。達力扎布（2011）、乌云毕力格、宋瞳（2011）が推理したように、フフホトのトゥメドの2旗（huhu hoton i tumet i juwe gūsa）であるに違いない。なぜならば、この2旗は非ザサグ旗でありながら、乾隆28年まで外藩モンゴルに所属していた（達力扎布、2003, p.283）。

<sup>17</sup> [ ] 部分について。乌云毕力格、宋瞳（2011）は「原档残缺」と示したが、達力扎布（2011）が補足したように *weile beideme, haha* であるに違いない。

<sup>18</sup> 「理藩院題本」第1巻、pp.233-234.

ハの1旗<sup>19</sup>、オラドの3旗、オルドスの6旗、フフホトのトゥメドの2旗、この22旗で会盟を実施して、案件を審理し男丁を登録する。2年に1度会盟を行えと決めた命令に従って、我々大臣が皇帝に奏請することは、今年、外藩モンゴルにて、事件を審理し、男丁を登録するとき、決定に従ってまずホルチンの方で会盟を実施したい。最終的には皇帝が決めるべきと、謹んで上奏した。命令を奏請する。順治17年の2月15日(1660.3.25)。

・皇帝の指令

協議した通りにせよ。

この題本の内容は順治12年の会盟実施決定の題本と比べて、何箇所かが欠けているにもかかわらず、会盟実施状況や会盟実施の回数変更などにかかわる詳細な内容が書かれている。

まず、会盟に参加した旗の数と名称が明確に書かれ、会盟実施の方法もやはり題本1に書かれた順治12年のそれと全く一致し、まったく同じ表現の *isinjiha manggi* が使われ、第1段階の会盟を実施してから第2段階の会盟が実施されるようになっている。特別な政治的地位にあったホルチン各旗の会盟がやはり最優先に実施された。今回の会盟に参加した各旗を表で示すと以下のようなになる。

嶺南地域	嶺北地域
ホルチンの10旗、チャハルの1旗、アオハンの1旗、ナイマン1旗、バーリンの2旗、オンニョードの2旗、アルホルチンの1旗、ジャロードの2旗、ハラチンの2旗、トゥメドの2旗、ヒシグテンの1旗。計25旗。	ウジュムチンの2旗、ホーチドの2旗、アバガの2旗、スニドの2旗、ドゥルベン・フーヘドの1旗、モーミンガンの1旗、ハルハの1旗、オラドの3旗、オルドスの6旗、フフホトのトゥメドの2旗。計22旗。
この題本4にはこの年の会盟が実際に何箇所で実施されたかは書かれていないが、会盟で公布された「命令書」から見ると、いずれの段階でも3か所で実施された。	

次に、題本1でも明らかであったように、順治9年の時点ですでにモンゴル地域において3年に1度会盟が実施されるようになっていた。この会盟実施回数の決定の背景はあまり知られてない。この会盟実施回数が不規則だった理由は、これまでまったくわからなかった。しかし幸いなことに、この題本4にその答えになる内容が書かれている。

<sup>19</sup> 乌云毕力格、宋瞳は、この欠けている部分を *gan* と判断し、これはモーミンガン (*moominggan*) であると述べた。しかし、この文字の後ろに付けられているのはマンジュ文字の点ではなく、尾であるため、明らかにハルハ (*kalka*) の *lka* で、*达力扎布* (2011) の補足の通りである。乌云毕力格、宋瞳の判断は間違っている。

(1) モンゴル地域の会盟実施について理藩院が *dorgi haha celere aniya, tulergi golo i monggo de, weile beideme, haha celeme, culgan genembihe*. (内の比丁をする年に、外藩モンゴルで案件を審理し、男丁を登録するため会盟を行うのだ) と述べ、モンゴル地域の会盟実施年代は *dorgi* (内) の制度のそれと合わせたものであったことを示した上、会盟の目的は、事件の審理と男丁の登録であることをのべている。この *dorgi* は *tulergi* の反対語で万里の長城の内側を指し、この場合おそらく満州八旗の比丁を指していると考えられる。モンゴルにおける会盟実施はこの *dorgi* の制度に合わせたもので、清朝は自らの制度をモンゴルに適用したのである。清代初期の八旗の戸籍制度については、承志 (2009, pp.314-389) の詳しい研究があり、「ホンタイジの天聰四年 (1630) 十月になって、初めて戸籍編製の法令が制定され、壮丁の戸籍登録は規定の時期におこなわれた」と八旗の戸籍制度が成立した時期を指摘している。壮丁登録の回数について同氏は、八旗の戸籍調査にあわせ3年に1度調査を行っていたとするが、実際に示したのは康熙23年 (1684) 以降の史料であるため、康熙23年以前の壮丁登録の回数は不明であった。従って、この史料は八旗の戸籍調査にも関する貴重な史料だと言うことができる。

(2) *tuttu bime, ereci amasi aniya indeme culgan tuciki seme wesimbufi, hesei toktobuhabi*. との表現から見ると、会盟の実施を2年に1度と決定したのは、題本4ではなく、これとは別の題本だということが分かる。ここにおける *ereci amasi* (これから) が具体的にいつを指すのかは不明であり、これについて達力扎布 (2011)、乌云毕力格、宋瞳 (2011) は検討していない。しかし順治14年に一度会盟が実施されたこと、または *hesei, aniya indeme, culgan tuci seme toktobuha be dahame*, といった表現から見れば、これは順治15年だと推測することができよう。

会盟の回数の変更の要因の第一は、窃盗事件が多数発生したことである。要因の第二は、経済的な理由で理藩院に冤罪を訴訟できない貧しい人々が、すくなくともいたためである。ところで、乌云毕力格、宋瞳は貧しい訴訟者が会盟実施地に訴訟に行くのは困難なので、2年に1度会盟を行うように変更したと解釈している。もしそのような理由であれば、会盟実施の間隔をさらにのばすべきではないだろうか。

第3に、経済的に余裕のない訴訟者が北京まで訴訟に行く難しさを顧慮して、理藩院が会盟実施回数を変更したことはすでに述べた通りであるが、それは事実上、会盟への訴訟と理藩院への訴訟は等しいことであり、会盟の実施は理藩院のモンゴルへの出張を意味する。しかし、清朝は乾隆6年に「停止特派大臣會盟仍令各札薩克等於各該盟內會集辦理將所辦事件報院查覈」<sup>20</sup> とさだめ、会盟への大臣の派遣を中止し、各盟に所属するザサグなどに

<sup>20</sup> 『清會典事例』983卷・会盟・乾隆十六年諭を参照。

問題の処理が委ねられ、処理した結果の理藩院への報告が規定された。従って、乾隆6年以前の会盟とそれ以降の会盟は、性質が異なるということになる。

そして、この題本4によって会盟実施が決定された1カ月後の順治17年3月19日(1660.4.28)に別の題本が上奏され、第1段階で公布すべき命令書の原案が理藩院により作成され、それが皇帝に報告され、さらに内閣に対して命令書本文の作成の要請がなされた。

順治17年の会盟実施の時期は順治12年のそれとは異なるが、会盟実施の方法やプロセスはほぼ一致している。それらをまとめると次頁のようになる。

## おわりに

本稿においては、「命令書」が公布され、かつ機能する場としての「会盟」(čiyulyan)の実施について検討した。まず、崇徳2年から会盟において、中央からの大臣の参加や皇帝の命令書の公布が義務づけられていたことを確かめ、崇徳年代に既に会盟に関する詳細な規定があったことを明らかにした。次に、順治年代の史料を利用して当時の会盟実施状況を分析し、順治年代の会盟実施は相当整備されたシステムによって行われていたことを確認した。会盟実施は、2段階によって行われており、実施場所は参加する王公の身分によって決められており、ホルチン10旗は右翼のトゥシュート親王の旗に、チャハル、ジャロード等の11旗はアブナイ親王の旗に招集されて会盟を行い、その他の各旗は各旗の中央にちかい場所で会盟を行っていたことを明らかにした。また、会盟実施の時期は必ずしも3年に1度とはいえ、モンゴル地域において発生した事件(主に窃盗事件)の多寡および訴訟者の経済的な状況により、実施回数が変更されていたことが確認された。また、清代初期における会盟実施はいわば理藩院のモンゴルへの出張であり、会盟は理藩院の業務としての性格を有していたことを指摘した。他方で乌云毕力格、宋瞳らの示したように、軍事だけを対象にした会盟もモンゴル地域で実施されていたことが法制史料に記されているが、これらの会盟の実施の方法やプロセスはまだ解明されていない。今後の課題にしたい。

会盟実施の決定（理藩院の奏請とそれに対する皇帝の判断）



派遣される大臣の決定（理藩院による推薦とそれに対する皇帝の判断）



第1段階で公布する命令書の作成（原案は理藩院により作成され、皇帝に上奏して内容の確認をおおぐ。皇帝に許可された内容の命令書本文を内閣に作成させる）



第1段階（嶺南地域での会盟）

場所	参加者
トゥシェート親王の処	ホルチン10旗
アブナイ親王の処	チャハル、ジャロード2旗、アルホルチン旗、バーリンの2旗、オンニョードの2旗、アオハン、ナイマン、ヒシグテン
参加する旗の中央地域	ハラチン2旗、トゥメドの2旗



第1段階の会盟が終了（皇帝への報告）



第2段階の開始



第2段階の会盟に公布する命令書の作成



第2段階（嶺北地域での会盟）

場所	参加者
いずれも参加する旗の中央地域であると思われる。	ウジュムチンの2旗、ホーチドの2旗、アバガの2旗、スニドの2旗、ドウルベン・フーヘドの1旗、モーミンガンの1旗、ハルハの1旗、オラドの3旗、オルドスの6旗、フフホトのトゥメドの2旗。 (3か所に行われていたのは确实だが具体的な配置は不明。)



## 参考文献

### 〈史料〉

Čing ulus-un dotoγadu narin bičig-ün yamun-u mongγol dangsa ebkemel-ün emkidkel (『清内秘書院蒙古文档案汇编』)(全7卷), Öbör Mongγol-un arad-un keblel-ün qoriy-a, 2003.

Dayičing gürün-ü ekin üy-e-yin γadaγadu mongγol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u manju mongγol ayiladqal-un debter-üd (『清朝前期理藩院滿蒙文題本』)(全24卷), 内蒙古人民出版社, 2010.

馮明珠主編、陳龍貴、鄭永昌執行編輯『滿文原檔』、臺北國立故宮博物院、2005。

『清実録』全六十冊、中華書局、1985-1987。(印影本)

『清会典事例』(一二冊)、中華書局、1991。

### 〈研究書〉

#### 日本語

岡洋樹『清代モンゴル盟旗制度の研究』、東方書店、2007。

栗林均、呼日勒巴特爾編『御製滿珠蒙古漢字三合切音清文鑑』マンジュ語配列対照語彙、東北アジア研究センター叢書第20号、東北大学東北アジア研究センター、2008。

承志『ダイチン・グルンとその時代—帝国の形成と八旗社会—』、名古屋大学出版会、2009。

田山茂『清代における蒙古の社会制度』、文京書院、1954。

#### 中国語

达力扎布「清代内札薩克六盟和蒙古衙門設立時間蠡測」『黑龙江民族丛刊』1996年第2期、pp.53-56。

同『明清蒙古史論稿』民族出版社、2003。

同「康熙三十五年〈蒙古律例〉研究」《民族史研究》第五輯、民族出版社、2004、pp.95-221。

李保文「康熙六年『蒙古律書』」『历史档案』、2002、pp.3-11。

同「理藩院律書」《故宫學刊》總第一輯、2004、pp.253-301。

同「清朝〈蒙古例〉的題名及其历史作用」《故宫學刊》總第三輯、2006、pp.484-527。

乌云毕力格、宋瞳「关于清代内札薩克蒙古盟的雛形——以理藩院滿文題本为中心」『清史研究』2011年第4期、pp.27-34。

乌云毕力格、巴拉吉尼瑪『土謝圖汗-奧巴評傳』、内蒙古教育出版社、2009。

#### 欧文

Dalizhabu, “Four Manchu official memorials on the Čaqar jasaγ qosiyu,” *Quaestiones Mongolorum*

*Disputatae*, 7, 2011, pp.21-37.

Dylykov, S.D., *Tsaadzhin bichig (Mongol'skoe ulozhenie)*, Moskva, 1998.

Heuschert, D., “Defining a Hierarchy: Formal Requirements for Manchu-Mongolian Correspondence Issued in 1636,” *Quaestiones Mongolorum Disputatae* 7, 2011, pp.48-58.